

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年11月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100239号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100055号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成27年12月31日から平成28年1月1日に訂正し、平成27年12月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

平成27年12月31日から平成28年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月31日から平成28年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成27年12月の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

平成27年12月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額11万8,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月31日から平成28年1月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が平成27年12月31日と記録されているが、同日まで勤務しており資格喪失日は平成28年1月1日が正しいと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 雇用保険の加入記録、請求者から提出された平成27年12月分の給料支払明細書に同年12月1日から同年12月31日までの期間に係る給与である旨記載があること及びA社の事業主の陳述から、請求者が請求期間において同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額（以下、「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書の記載内容から推認される厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年12月について、請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているが、平成27年12月について、日本年金機構が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成27年12月31日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、請求者から提出された給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、平成27年12月の標準報酬月額は20万円であると認められるところ、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額11万8,000円を除く。）については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないため、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100248号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第2100004号

第1 結論

昭和26年4月1日から昭和32年12月30日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和26年4月1日から昭和32年12月30日まで

A社B工場及びC社に勤務していた請求期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受け取った記憶はないので、当該期間を年金給付に反映する被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の前後に記載された約100名のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年12月30日の前後2年以内に資格喪失した女性で、脱退手当金の支給要件の一つである24月以上の厚生年金保険被保険者期間(以下「厚年期間」という。)のある者34名(C社で被保険者資格を喪失後、脱退手当金の受給までに他の厚年期間がある者を除く。)を調査したところ、24名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち23名が資格喪失後6か月以内、かつ、20名が約3か月以内に脱退手当金を支給された記録となっている上、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚年期間がなければ年金を受給できなかったことを踏まえると、事業主による代理請求が行われていたものとするのが妥当であり、請求者についてもその委任に基づき代理請求が行われたことがうかがえる。

また、オンライン記録により確認できる請求者の請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年4月1日が支給日と記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。